



お引っ越しの手続きはお早めに

月曜日など休日の翌日は区役所・保健センターの窓口は大変混雑します。
ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。



住所変更の手続きについて

内 容	引っ越し前の手続き (引っ越しの日まで)	引っ越し後の手続き (引っ越した日から14日以内)	
東区に転入	市外から	前住所地の役場に転出局	東区役所市民課に転入届
	市内他区から	不 要	東区役所市民課に区間異動届
東区から転出	市外へ	東区役所市民課に転出局	新住所地の役場に転入届
	市内他区へ	不 要	新住所地の区役所市民課(または支所区民生活課)に区間異動届
東区内での引っ越し	不 要	東区役所市民課に転居届	

手続きに必要なもの

- 本人確認ができるもの
1つの提示で可
運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど
- 2つの提示で可
各種健康保険証、介護保険証、年金手帳、敬老手帳など
- 引っ越しする方全員のマイナンバーカードまたは通知カード
- 外国籍の方は引っ越しする方全員の在留カードまたは特別永住者証明書
- 代理人の場合は委任状

※小・中学校へ通うお子さんは、学校でも手続きが必要です。
※印鑑登録は、市外へ引っ越しすると廃止されます。(市内では継続)

市民課窓口混雑予想カレンダー

これからの時期は、市民課窓口が混雑します。
下の表を参考に、時間にゆとりを持って窓口にお越しください。

日	月	火	水	木	金	土
3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14
3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21
3/22●	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28
3/29★	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4
4/5★	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11
4/12●	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18
4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25
4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2

- 大変混雑 平 日:午前8:45～午後5:15
- 混 雑 ● 日曜窓口:午前8:45～正午
- やや混雑 ★ 日曜窓口:午前8:45～午後2:00

あわせて行う主な手続き

内 容	担当窓口	電話番号
国民健康保険	保険年金課	934-1143
後期高齢者医療 医療費助成		934-1144
国民年金	民生子ども課	934-1141
子どもに関する各種手当		934-1191
介護保険		934-1195
敬老手帳・敬老パス	福祉課	934-1196
身体障害者手帳・愛護手帳		934-1181
精神障害者保健福祉手帳	保健予防課(※)	934-1216

※4月1日からは福祉課(☎934-1187)

手続きに必要なものなどについては、事前に担当窓口へお問い合わせください。
(一部、日曜窓口では取り扱いできない業務があります)

問合せ 東区役所市民課 ☎934-1133

精神障害・難病等の福祉制度利用に関する申請受付窓口が変更になります

4月1日以降、以下の事業については、申請受付窓口が東保健センター保健予防課から東区役所福祉課に変更になります。
なお、精神保健相談など、その他の事業については、引き続き東保健センター保健予防課が窓口です。

区 分	事 業 名	
対象事業	精神障害	自立支援医療(精神通院)、精神障害者保健福祉手帳、タクシー料金助成制度、NHK放送受信料の減免、自動車税等減免に係る証明書交付
	難 病	特定医療費助成制度(指定難病)、愛知県特定疾患医療給付事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、スモンのはり・きゅうおよびマッサージ施術事業、補装具費支給制度
障害児等福祉	自立支援医療(育成医療)、障害児通所支援サービス、小児慢性特定疾病医療	



受付窓口	3月31日まで	東保健センター2階 保健予防課 (☎934-1216)	➔	4月1日から	東区役所2階 福祉課 (☎934-1187)
------	---------	--------------------------------	---	--------	---------------------------